

# 【アメリカ】トランスジェンダー等の者に対する差別禁止規定を削除する アイオワ州法

海外立法情報課 中川 かおり

\* 2025年2月28日、アイオワ州で、性別を男性と女性に限定し、禁止される差別から性自認を理由とするものを削除する等の法律が制定され、同年7月1日に施行された。

## 1 経緯

アイオワ州では、2007年の法律<sup>1</sup>により、市民的権利<sup>2</sup>として禁止される差別に性自認<sup>3</sup>を理由とするものが加えられた。しかし、2025年2月28日、性別を男性と女性に限定し、性別変更を禁止し、禁止される差別から性自認を理由とするものを削除する等の法律が、共和党主導の州議会において制定された（同年7月1日施行）<sup>4</sup>。同法をめぐっては、女性や女兒の保護が強化されるとの同州共和党系知事の発言や、トランプ（Donald J. Trump）大統領の大統領令<sup>5</sup>の趣旨にも合致するとの解説が見られる<sup>6</sup>。これに対し、同法によりトランスジェンダー等の者に対する嫌がらせや暴力が生じやすくなると懸念する声もある<sup>7</sup>。同法により同州は、差別禁止法を有する州<sup>8</sup>で初めて、その対象からトランスジェンダー等を削除した。この概要を紹介する。

## 2 概要

### (1) 性別及び関連する用語の定義（第4.1A条の新設）

「性別（sex）」とは、自然人を分類する等のために利用される場合には、出生時に観察され、又は医師に確認される男性又は女性のいずれかを指す。「女性」とは、ある時点で卵子を作成する生殖システムを通常の発達において有する者等を、「男性」とは、ある時点で精子を作成する生殖システムを通常の発達において有する者等を指す。「母」は女性の、「父」は男性の親を指す。「ジェンダー（gender）」とは、男性、女性等の自然な違いについて単独で用いられる場合には「性別」の同義語とされ、「性自認」、「性表現」<sup>9</sup>等の同義語とされてはならない。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年6月11日である。

<sup>1</sup> Iowa Code Chapter 216, effective July 1, 2007. Iowa Legislature website <<https://www.legis.iowa.gov/docs/code/216.pdf>>

<sup>2</sup> civil rights. 理由なき差別を受けることがないという権利一般を指し、公教育、雇用、住居の選択等の平等取扱いを受ける権利もその内容とされている。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.148.

<sup>3</sup> gender identity. 男性若しくは女性であるとする、又は男女のいずれでもないとする、個人が主観的に認識する性別をいう。アイオワ州法第279.78条第1項a号。

<sup>4</sup> Senate File 418. Iowa Legislature website <<https://www.legis.iowa.gov/legislation/BillBook?ga=91&ba=SF418>>

<sup>5</sup> 例えば、就任式後に署名された次の大統領令は、性別を男性と女性に限定し、トランスジェンダー等の出生時の性別と性自認が異なる者を認める思想を「ジェンダー・イデオロギー（Gender Ideology）」として排斥する。Executive Order 14168, Defending Women from Gender Ideology Extremism and Restoring Biological Truth to the Federal Government, 90 Fed. Reg. 8615 (January 30, 2025).

<sup>6</sup> Leila Fadel, “Iowa struck gender identity from its civil rights law. A parent fears for his transgender child,” March 10, 2025. NPR website <<https://www.npr.org/2025/03/06/nx-s1-5317683/iowa-transgender-identity-bill-governor-signs-father-reacts>>

<sup>7</sup> Molly HennessyFiske & Anumita Kaur, “Iowa lawmakers vote to remove trans people’s civil rights protections,” *Washington Post*, Feb 28, 2025.

<sup>8</sup> 性自認を理由とする雇用差別禁止規定は23州に、公共施設（public accommodation）の利用に係る差別禁止規定は22州に存在する。公共施設とは、公営・民営の公衆に開かれているホテル、飲食店等をいう。“Nondiscrimination Laws,” May 19, 2025, MAP website <[https://www.lgbtmap.org/equality-maps/non\\_discrimination\\_laws/housing](https://www.lgbtmap.org/equality-maps/non_discrimination_laws/housing)>

<sup>9</sup> 服装や髪型、仕草、言葉遣いなどの外見に表れる性（ジェンダー）を、自分がどう表現したいかということ。「LGBTQ用語解説」PRIDE JAPAN website <[https://www.outjapan.co.jp/pride\\_japan/glossary/sa/7.html](https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/glossary/sa/7.html)>

**(2) 教育関連の求人における雇用差別の不容認の宣言からの削除（第 84A.6 条の改正）**

労働力開発省<sup>10</sup>は、教育省、学区<sup>11</sup>等がインターネットサイトに求人情報を電子的に掲載する仕組みを備えたシステムを設けており、従来、当該システムに掲載される求人情報には、雇主が、人種、民族、国籍、性的指向<sup>12</sup>、性自認等を理由とする雇用差別を行わない旨の声明を含まなければならないとされていたが、ここから「性自認」が削除された。

**(3) 出生証明書に記載される性別（第 144.13 条第 5 項の新設）**

従来から、同条は出生証明書<sup>13</sup>の要件等について定めてきたが、今回、当該証明書に掲載される出生者、その父母の性別は、上述 2 (1) の定義に従い記載されること等が加えられた。

**(4) 性別変更を反映する新しい出生証明書の発行禁止（第 144.23 条の改正）**

従来、手術等によるある者の性別変更を公証する医師の宣誓供述書<sup>14</sup>を受領した場合には、州登録官は当該者の新しい出生証明書を作成することとされてきたが、この規定が削除され、同州では当該証明書の性別変更が認められないこととなった<sup>15</sup>。

**(5) 保育園年長～小学 6 年生に指導等が禁止される事項（第 279.80 条の改正）**

従来、保育園年長～小学 6 年生の生徒に対する「性自認」及び「性的指向」に関する指導、プログラム、テスト等の実施が禁止されてきた。今回、当該の禁止される指導等の対象から「性自認」が削除され、「ジェンダー理論 (gender theory)」が加えられた。当該理論には、医療により出生時の性別を別の性別に変更できる等の概念が含まれる。

**(6) 性自認を理由とする雇用差別禁止の削除（第 216.6 条第 1 項の改正）**

従来、労働者の年齢、性的指向、性自認等を理由として雇用を拒否し、雇用のために紹介すること等を不当な又は差別的な慣行<sup>16</sup>としてきたが、ここから「性自認」が削除された。

**(7) 性自認を理由とする公共施設等における差別禁止の削除（第 216.7 条第 1 項の改正）**

従来、人種、性的指向、性自認等を理由とする公共施設、そのサービス等の提供の拒否等は、当該公共施設の所有者、賃借人等による不当な又は差別的な慣行に該当するとされてきたが、ここから「性自認」が削除された。

**(8) 性自認を理由とする不動産取引における差別禁止の削除（第 216.8 条第 1 項 a 号の改正）**

従来、人種、性的指向、性自認等を理由に不動産等の販売、賃貸等を拒否すること等は、当該不動産等の所有者、取引免許を受けた事業者等による不当な又は差別的な慣行に該当するとされてきたが、ここから「性自認」が削除された。

**(9) 性自認を理由とする信用取引における差別禁止の削除（第 216.10 条第 1 項 a 号の改正）**

従来、年齢、性的指向、性自認等を理由として、債権者が信用取引を拒否すること等は、不当な又は差別的な慣行に該当するとされてきたが、ここから「性自認」が削除された。

<sup>10</sup> Department of Workforce Development. 労働者と雇主の双方に支援を提供する同州の行政機関をいう。

<sup>11</sup> 特定の地理的地域において、K-12（幼稚園年長から高校 3 年生まで）の教育に責任を負う行政機関をいう。

<sup>12</sup> 実際の又は本人が理解する異性愛、同性愛又は両性愛をいう。アイオワ州法第 216.2 条第 17 項。

<sup>13</sup> 各州で管理する公的文書で、出生者の氏名、性別、出生日、出生者の父母の氏名、当該父母と当該出生者との続柄等が記載されている。

<sup>14</sup> affidavit. 事実に関する任意になされた供述で、書面化され、宣誓等により真実性が担保されるもの。田中ほか編前掲注(2), p.33.

<sup>15</sup> "Identity Document Laws and Policies: Gender Markers on Birth Certificates," March 19, 2025, p.9. MAP website <<https://www.lgbtmap.org/img/maps/citations-id-birth-certificate.pdf>> 従来、同州では、性別変更の申請を受けて出生証明書の性別を変更する権限を行政機関の長である州登録官に付与してきた。

<sup>16</sup> 「不当な慣行」、「差別的な慣行」とは、アイオワ州法第 216.6 条、第 216.7 条、第 216.8 条、第 216.10 条等の各規定に定められる慣行とされる。同州法第 216.2 条第 18 項。